

# 国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策のご案内

～飼料価格高騰に直面する酪農家の皆様を支援します～

購入粗飼料等価格の高騰による酪農経営への影響を緩和するため生産コスト削減や飼料自給率向上に継続して取り組む生産者に対して、補填金を交付します。

## 補填金の交付対象



令和4年11月から令和5年3月までの購入粗飼料等コストの急激な上昇を緩和します。

【補填単価】

**都府県10,000円／頭 北海道7,200円／頭**

## 交付対象頭数

交付対象頭数は**経産牛(乳用種)**とし、牛トレサデータに登録された**令和4年11月1日時点の飼養頭数**。

## 申請に必要なもの

申請様式のほか、以下の書類が必要です。

### ○酪農生産改善計画書

(実際の計画書は次ページ以降の要件項目をチェックすることで作成できます。)

### ○牛個体識別データ提供の同意書

(飼養頭数の確認を農協等が行いますので、同意書(4ページ参照)を提出していただきます。)

(上記の様式は(独)農畜産業振興機構及び(独)家畜改良センターホームページで入手できます。)

# 事業参加要件

以下の取り組みメニューから計3つ以上選択し、うち1つ以上は飼料自給率向上に資する取組(●)を選択してください。令和6年度までに取り組む必要があります。



※なお、令和4年度第3四半期対策(第I期対策)と同様の場合は、「⑮令和4年度第I期対策と同様の取組を令和6年度まで実施する。」に記載すれば事業参加が可能です。

①飼料成分分析に基づく飼料設計の改善  
(飼料自給率の向上を考慮すること。)【●】

- 輸入乾牧草の一部を国産粗飼料に置き換え。
- 輸入とうもろこしの一部を国産(子実・イアコーン)に置き換え。
- 輸入原料(上記以外)の一部を国産原料に置き換え。

(新規の取組の例) ①のうち、該当するものを選択

②国産飼料(エコフィードを含む。)の給与割合の増加【●】

- 国産牧草(乾草・サイレージ)の給与割合を増やす。
- 国産とうもろこし(青刈り・子実・イアコーン)の給与割合を増やす。
- エコフィード(豆腐粕・醤油粕等)の割合を増やす。
- その他( )

③国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大  
(コントラクター活用等によるものを含む。)【●】

- 国産粗飼料の作付面積を拡げる。
- 国産濃飼料の作付面積を拡げる。
- 国産飼料の販売・流通量を増やす。
- TMRの利用量を増やす。
- その他( )

(新規の取組の例) ④のうち、「その他」を選択した場合は、直接記載。

④国産高栄養素粗飼料(青刈りとうもろこし、アルファルファ等)の利用による配合飼料の使用量の低減【●】

- 青刈りとうもろこしの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす。
- 国産アルファルファの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす。
- 国産チモシーの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす。
- その他国産原料(上記以外)の使用量を増やし、配合飼料を減らす。
- その他(○○○○に取組み、配合飼料を減らす。)

⑤疾病・事故率などの低減

- 牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器・資材の使用する。
- 疾病・事故率低減のための牛の削蹄の実施する。
- 疾病・事故率低減のための獣医師の指導等により定期的に分娩監視する。
- 疾病の低減のため、ワクチンを接種する。

⑥暑熱・寒冷対策による生産性の改善

- 暑熱対策のために、牛床内における噴霧器、換気ファン等を使用する。
- 寒冷対策のために、牛衣(カーフジャケット)等を着用する。
- 暑熱・寒冷対策のために、外壁・屋根材に耐熱性(保温性)素材を使用する。
- その他( )

⑦副産物収入(堆肥販売、和牛受精卵の活用等)の増加による生産コストの削減

- 堆肥販売の増加による収入の増加により、生産費割合を圧縮する。
- 和牛精液・和牛受精卵の活用による収入の増加により、生産費割合を圧縮する。
- その他( )

⑧牛群検定を活用した生産性の向上

(新規の取組の例)

この場合、①と②と⑧の3つを選択し、

【●】を2つ選択しているので要件を満たします。

⑨分娩間隔の短縮

- 発情発見機を活用した発情の見逃し防止による分娩間隔を短縮する。
- 早期離乳の実施による、分娩間隔を短縮する。
- その他( )

⑩エサ寄せロボットの活用

⑪自動給餌機の活用

⑫搾乳ロボットの活用(ただし、飼料給餌機能付きのものに限る。)

⑬分割給餌

⑭リキッドフィーディングの活用

第Ⅰ期対策に取り組んだ酪農家が引き続き取組を継続する場合はここにチェック!

⑮令和4年度第Ⅰ期対策と同様の取組を令和6年度まで実施する。

## スケジュール

今後のスケジュール(最速)は、概ね以下のとおりです。

令和5年3月下旬  
～4月上旬

取組主体へ事業内容の説明

4月～5月

事業参加者が酪農生産改善計画と  
牛トレサ情報提供の同意書を取組主体に提出

5月中下旬

事業実施主体・取組主体による書類審査

5月下旬

生産者への補填金の交付(予定)

飼養頭数の確認は農協等が牛トレサ情報から確認するので、**農協等に牛トレサ情報提供の同意書の提出が必要**※です

※第1期対策からの継続の場合にあっては、同意書の提出は不要です。  
(ただし、同意管理者のリストを家畜改良センターに提出してください。)



別添

## 同意書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

管理者等コードは、農協等の番号でなく、参加者自身のコード番号を記入。

注1)

同意管理者  
氏名又は名称

酪農 太郎

印

住所又は所在地

〇〇県××市△△1234

管理者等コード番号

1234567890

私は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(3)の規定により、下記1の利用者が、下記2の利用目的のため、家畜改良センターより、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る私の情報を取得することに同意します。

## 記

### 1 利用者

- ・氏名又は名称 ☆☆農業協同組合 営農課 酪農一郎
- ・住所又は所在地 ☆☆県◇◇市▽▽5678

本事業で補填金を受け取るために記載。

### 2 利用目的 注2)

国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業に係る経産牛の飼養頭数の確認のため

注1) 同意管理者が複数の場合は、「別記のとおり」と記入し、別記に同意管理者を記入すること。  
注2) 別紙3の利用目的と一致すること。

問 い	答 え
① 前回の対策との要件の変更点は。	・交付対象となる飼養頭数について、 <b>令和4年11月1日時点の経産牛</b> となります。 酪農経営体が行き組む内容については変更ありません。
② 取組はいつまでに取組む必要がありますか。	・前回から継続の場合は <b>令和4年度から令和6年度までに</b> 、新規で取組む場合は <b>令和5年度中から令和6年度までに</b> 取組んでください。
③ 継続の場合は、酪農生産改善計画の提出は不要ですか。	・継続であっても酪農生産改善計画の提出は <b>必要</b> です。ただし、継続の場合は、新たに取組を増やす必要はなく、確認事項の「 <b>令和4年度第Ⅰ期対策と同様の取組を令和6年度まで実施する。</b> 」に <b>チェック</b> すれば事業参加が可能です。
④ 令和5年度から新規に取組むことは可能ですか。	・令和5年度から <b>新規に取組むことも可能</b> です。この場合、2～3ページに沿って取組みメニューを計3つ以上(うち飼料自給率向上に資する取組を1つ以上)を選択し、 <b>令和6年度までに</b> 取組んでください。
⑤ 取組んだメニューについて、報告は必要ですか。	・事業参加者は、取組期間( <b>令和5～6年度</b> )終了後、取組内容を取組主体に報告する必要があります。 ・また、証拠書類として取組んだことがわかる購入伝票や写真、給餌記録等が必要となります。 ・証拠書類は既に取組んでいることが説明できる内容である必要があります。
⑥ 補填金の交付はいつになりますか。	・申請体制の整った農協等から順次交付申請をしていただき、 <b>早ければ5月下旬から交付する予定</b> です。

## お問い合わせ先

## ●申請方法に関するお問い合わせ先

各都道府県の農協等に申請・お問い合わせください。

## ●国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策に関するお問い合わせ先

(独)農畜産業振興機構酪農振興課 (03-3583-4118)

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 (03-3502-5988)

